

中小企業デジタル化・業態転換等促進事業費補助金 採択事業者の皆様へ

補助金の支払いを円滑に行うため、事業完了後の実績報告の手続きについても併せてご案内させていただきます。

◇今後の流れ

① 事業開始 … 「補助金事務の手引き」(以下「手引き」)参照の上、事業を実施

② 事業完了 … 事業完了(令和4年12月31日まで)

※事業完了とは…最終の支払い・引き落とし・振込み等を指します

③ 実績報告書提出 … 令和5年1月13日(金)必着

※期限内に提出しない場合は、交付決定を取消す場合があります

④ 支 払 … 請求書の提出 ※県からの交付確定通知受領後に提出



いまココ!

◇注意事項

○実績報告書類の提出 ※必要書類は手引きP13を確認

提出期限は、令和5年1月13日(金)まで(必着)です!

◎添付した記載例を参考に作成してください

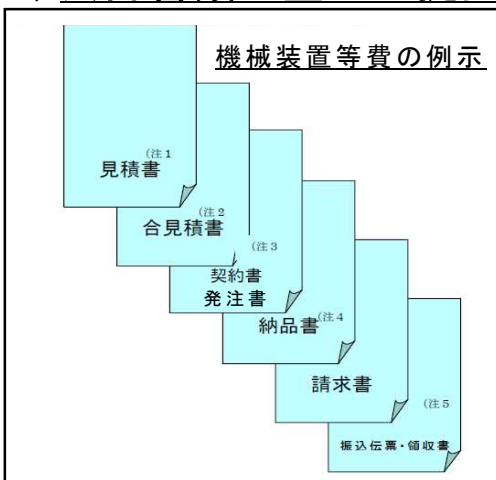
○補助対象経費

・補助対象経費は、県からの交付決定通知日以降に契約・発注等を行い、令和4年12月31日までに支払等が済んでいるものです。

※クレジットカード払いの場合は、口座からの引き落とし日が12月31日以前である必要があります。(カード利用日ではありません。)

・消費税抜きの経費が対象です。実績報告時には税抜き金額で報告してください。

◇会計書類の整理・提出方法



詳細は手引きP16を要確認!

- ・会計書類は経費区別に契約ごとクリアファイル等に保管し、写しを提出すること
- ・その他、対象物件の写真や成果品等の事業成果がわかる資料を添付票に貼り付け、提出すること

※必要書類が提出されない場合、補助金のお支払いができませんので、ご注意ください。

◇補助金に関するお問い合わせ先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 (県庁東館7階)

静岡県経済産業部商工業局商工振興課

T E L : 054-221-3648

Email : ssr2@pref.shizuoka.lg.jp